

保医発1228第4号
平成27年12月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成27年厚生労働省告示第483号をもって改正され、平成28年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 3中(19)を(20)に改め、(18)を(19)に改め、(17)を(18)に改め、(16)の次に次のように加える。
(17) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を70%以上含有する合釘をいうものである。
- 別紙1を次のように改正する。

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について（平成26年3月5日第6号）」の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>1、2 (略)</p> <p>3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を70%以上含有する合釘をいうものである。</u></p> <p>(18) <u>その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。</u></p> <p>(19) <u>ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFIIについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとすること。</u></p> <p>(20) <u>その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。</u></p>	<p>1、2 (略)</p> <p>3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。</p> <p>(18) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFIIについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとすること。</p> <p>(19) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。</p>
<p>(別紙1)</p>	<p>(別紙1)</p>
<p>材料料</p>	<p>材料料</p>
<p>M002 支台築造（1歯につき）</p>	<p>M002 支台築造（1歯につき）</p>
<p>1 メタルコア</p>	<p>1 メタルコア</p>
<p>(1) 大白歯</p>	<p>(1) 大白歯</p>
<p>(2) 小臼歯・前歯</p>	<p>(2) 小臼歯・前歯</p>
<p>2 その他</p>	<p>2 その他</p>
<p>ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト</p>	<p>71点 44点</p>

ト料との合計により算定する。

(1) 大臼歯

イ フアイバーポストを用いた場合

ロ イ以外の場合

(2) 小臼歯・前歯

イ フアイバーポストを用いた場合

ロ イ以外の場合

(フアイバーポスト)

1本につき

M005～M023 (略)

(1) 大臼歯

27点

33点

(2) 小臼歯・前歯

15点

21点

89点

M005～M023 (略)

33点

21点